

北海道選挙管理委員会告示第32号

令和7年7月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和7年7月3日

北海道選挙管理委員会委員長 大崎 誠子

1 選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

50分の1の数	87,595
3分の1の数	647,464

2 北海道議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

札幌市中央区	72,318	根室市	6,458
札幌市北区	80,925	千歳市	27,510
札幌市東区	75,055	滝川市	10,790
札幌市白石区	62,524	登別市	12,751
札幌市厚別区	36,082	恵庭市	19,891
札幌市豊平区	66,657	伊達市	9,086
札幌市清田区	30,779	北広島市	16,278
札幌市南区	38,738	北斗市	12,268
札幌市西区	63,269	空知地域	44,342
札幌市手稲区	39,815	石狩地域	21,340
函館市	69,728	後志地域	23,311
小樽市	30,999	胆振地域	13,754
旭川市	92,107	日高地域	17,016
室蘭市	22,037	渡島地域	23,160
釧路市	45,303	檜山地域	9,125
帯広市	46,483	上川地域	33,801
北見市	32,095	留萌地域	11,465
岩見沢市	21,813	宗谷地域	7,528
網走市	9,352	オホーツク東地域	15,356
苫小牧市	47,311	オホーツク西地域	17,386
稚内市	8,766	十勝地域	45,653
江別市	33,756	釧路地域	15,746
名寄市	7,270	根室地域	12,720

3 北海道の方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域ごとの選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数

北海道警察函館方面本部管轄区域	50分の1の数	6,967
	3分の1の数	116,108
北海道警察旭川方面本部管轄区域	50分の1の数	10,180
	3分の1の数	151,497
北海道警察釧路方面本部管轄区域	50分の1の数	10,342
	3分の1の数	152,848
北海道警察北見方面本部管轄区域	50分の1の数	4,452
	3分の1の数	74,187